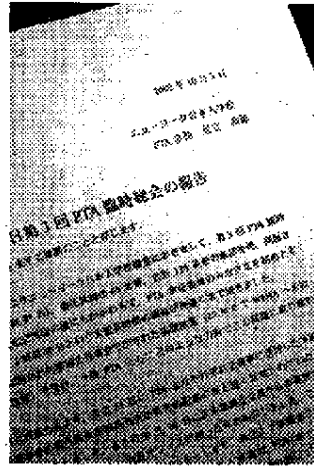


「売らないと訴える」

交渉先から手紙

審議会は反論し対抗

日本人学校
売却問題



学校を通じて保護者に配布された
PTA臨時総会の報告書

校舎売却方針が決定されたニューヨーク日本人学校(コネティカット州グリニッチ、登喜龍一校長、在校生223人)の保護者による第3回目のPTA臨時総会が1日夕、同校で行なわれた。74世帯93人が出席し、委任状を提出した65世帯と合わせ、合計139世帯の承認を得て開催

され午後10時過ぎまで熱心な討議が交わされた。教育的配慮のもとで登喜龍校長が売却に強く反対したにも関わらず、23日に開催されたニューヨーク日本人教育審議会(坂本和彦会長)理事会で、20対0の満場一致により売却が決定されたことが報告された。また、席上、足立高德

この手紙には「売却契約締結の遅延は、日本人側のユダヤ人に対する差別が原因であることは明らかであり、もしこの契約を反故にするならば、反差別法に則って審議会に対して金銭的ダメージなどの保証を求め、さらに別の第三者に校舎を売却しようとするならば、それを阻止する。したがって、WFHAとの契約

PTA会長が、7月13日付のユダヤ人系学校、ウエストチエスター・フェアフィールド・ヘブリアカデミー(WFHA)側弁護士から坂本会長に送られたレターを紹介。希望者に会場で配布した。

また、関係者によると、審議会側は、相手側から来た7月13日付の手紙に対し、顧問弁護士事務所を通じて7月26日に反論の手紙を送付している。「審議会はWFHAと誠意を持って交渉にあたりてきているが、13日付指摘内容にあるように両校が売却とリースバックで合意に達したというのは正確ではない」という内容。これに対し、相手側

を締結しなかった場合の審議会のリスクは莫大である」というもの。総会ではその後、保護者としてどのような対応を取っていくかの審議が行なわれ、行動の選択肢の採決が行なわれた。結果は、審議会の契約承認が成立しないよう全員全員が行動をとる(5票)、組織としての反対はやめる(6票)、契約を認める(4票)、白紙票(8票)だった。

からさらに9月22日付で10月10日までに契約が成立しない場合は、法的手段に訴える」という強硬な手紙が訴状付きで送られてきた。これに対し、審議会顧問弁護士事務所は同27日、「10月10日の契約期限の日付要求を取り下げない限り、今後の売却交渉はない」と相手側に通告、相手側は10月10日の契約期限の要求を取り下げた。現在も両校の顧問弁護士事務所による攻防が続いている。

また、関係者によると、審議会側は、相手側から来た7月13日付の手紙に対し、顧問弁護士事務所を通じて7月26日に反論の手紙を送付している。「審議会はWFHAと誠意を持って交渉にあたりてきているが、13日付指摘内容にあるように両校が売却とリースバックで合意に達したというのは正確ではない」という内容。これに対し、相手側

英私立学校 却下の理由

審議会では9月21日に保護者から提案のあった英私立学校へのリース案について、英国本国での財務状況を調査機関を通じて行ない、理事会のあった23日までに、英国本校が債務超過であること、ニューヨークに生徒が実際にいないこと、また日本政府の補助金を受けている立場の審議会が第三者にリースして利益を上げることは日本政府が許可しないことなどの理由で具体的な検討を見送っていたことが明らかになった。